

株 主 各 位

埼玉県川口市前川1丁目1番70号

サイボー株式会社

代表取締役社長 飯塚 榮一

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当日のご出席に代えて書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

書面またはインターネットにより議決権を行使いただく場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後5時40分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県川口市前川1丁目1番70号 当社3階会議室
3. 目的事項
報告事項 1. 第99期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第99期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第4号議案 | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

【議決権の行使等についてのご案内】

3頁から4頁に記載の「議決権行使方法のご案内」をご参照ください。

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.saibo.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.saibo.co.jp/>) に掲載させていただきます。

＜ご出席される株主様へのお願い＞

新型コロナウイルスの感染防止のため、株主総会にご出席の皆様には、マスク着用およびアルコール消毒液の利用をお願いさせていただきます。また、入館時に検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と認められる方等につきましては、ご出席をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。なお、当日は出席役員および総会スタッフはマスクを着用させていただきますとともに、総会日時点において必要な感染防止策を講じてまいりますので、よろしくごお願い致します。

今後の状況により株主総会の運営に変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.saibo.co.jp/>) に掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

当日ご出席されない場合



●郵送によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2022年6月28日（火曜日）午後5時40分必着



●「スマート行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。詳細につきましては次頁をご覧ください。

行使期限 2022年6月28日（火曜日）午後5時40分まで

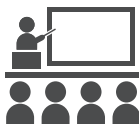


●インターネットによるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご送信ください。詳細につきましては次頁をご覧ください。

行使期限 2022年6月28日（火曜日）午後5時40分まで

当日ご出席される場合



●株主総会への出席

当日、同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。

株主総会日時 2022年6月29日（水曜日）午前10時開催

※書面による議決権行使とインターネット（「スマート行使」を含む）による議決権行使が重複して為された場合は、到着日時を問わず、インターネット（「スマート行使」を含む）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※インターネット（「スマート行使」を含む）による議決権行使が複数回為された場合には、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

「スマート行使」によるご行使について

- ① スマートフォン用議決権行使ウェブ
サイトへアクセスする

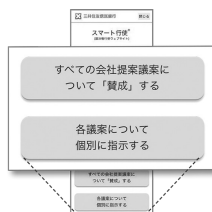


同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- ② 以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが以下のPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、下記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

インターネットによるご行使について

お手元の議決権行使書用紙の、所有株式数が印字されている面の左下に記載されている「議決権行使コード」及び「パスワード」をご用意のうえ、アクセスをお願いいたします。

- ① 議決権行使ウェブサイト
へアクセスする



- ② ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



- ③ パスワードを入力する

同封の議決権行使書用紙に記載の「初期パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

(添付書類)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、依然として新型コロナウイルス感染症の影響を受けるなか、国内外でのワクチン接種の普及や行動制限の緩和により、経済活動正常化の動きがみられるものの、ロシアのウクライナ軍事侵攻による対露経済制裁の影響等から世界的な資源価格上昇等が懸念され、先行きの景気動向は不透明な状況が続いております。

当社グループにおける事業環境は、繊維事業においては、コロナ禍の影響から衣料向け生地の需要が落ち込んだものの、法人向けユニフォームやキャンプ関連商品の需要が拡大し、同事業の業績改善が進みました。

不動産活用事業は、大型商業施設「イオンモール川口」の新築工事が完了し、2021年5月にイオンモール(株)に賃貸を開始しております。また、既存の賃貸物件である「イオンモール川口前川」や病院施設等からの安定した賃貸収入を維持しており、営業収益の安定化が図られております。

この結果、当連結会計年度の売上高は8,958百万円（前期比33.1%増）となりました。営業利益は大型商業施設「イオンモール川口」の不動産取得税及び登記費用を計上したこと等から645百万円（前期比11.5%減）となり、経常利益は740百万円（前期比15.3%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は499百万円（前期比15.0%減）となりました。なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

事業別セグメントの概況は次のとおりであります。なお、事業別セグメントの売上高及び営業利益又は損失は、セグメント間の内部取引消去前の金額であります。

[繊維事業]

マテリアル部は、原糸販売が資材向けを中心に産地市況が回復基調であることから増収となりましたが、生地販売において厳しい市場環境が続いていることから、一部取扱い商品の見直しによる在庫処分を行ったため損失が増加しました。

アパレル部は、原材料価格の上昇及び輸送コストの増加があったものの、百貨店からの新規受注に加え既存取引先のユニフォームや空調服等の受注があり、増収増益となりました。

アウトドア部は、コロナ禍において三密を避けたレジャーとしてキャンプ関連商品の需要が高まり、また取引先の直営店舗が増えたこと等により、増収増益となりました。

刺繍レースを扱うフロリア㈱は、新規取引先への販売を伸ばし増収となりました。

この結果、繊維事業の売上高は4,343百万円（前期比25.8%増）となり、営業利益は79百万円（前期は12百万円の営業損失）となりました。

[不動産活用事業]

不動産活用事業は、「イオンモール川口前川」が近隣の大型商業施設に比べ回遊型ショッピングができるという、お客様の利便性と近隣住民の生活環境にあった専門店選びが評価されております。また「イオンモール川口」は、34年間営業した同一場所にてスケールアップした「新生イオンモール川口」として新築・建替えを行い、ニューノーマルな社会環境に合わせた最新型の商業施設として、2021年5月よりイオンモール㈱に賃貸を開始し、増収に寄与しました。

一方で「イオンモール川口前川」は現在リニューアル工事を行っており、また「イオンモール川口」は同施設に係る不動産取得税、登記費用の一時費用を計上したこと等から、売上原価が大幅に増加し減益となりました。

なお、埼玉県南エリアの医療体制の充実を目的とした病院施設等を賃貸することにより、不動産活用事業は安定した収益基盤を維持しております。

この結果、不動産活用事業の売上高は3,499百万円（前期比49.2%増）、営業利益は385百万円（前期比44.2%減）となりました。

[ゴルフ練習場事業]

埼玉興業㈱が営む川口・黒浜・騎西の各グリーンゴルフ練習場は、前期においては新型コロナウイルス感染防止の観点から一時休業等を行いましたが、当期は屋外で感染リスクの少ないスポーツとして広く認知され、またSNSでの情報発信やキャッシュレス化を導入したことで、若年来場者の増加傾向がみられ、増収増益となりました。

この結果、ゴルフ練習場事業の売上高は1,006百万円（前期比20.7%増）、営業利益は135百万円（前期比330.2%増）となりました。

[その他の事業]

神根サイボー㈱のインテリア施工事業は、一般住宅施工が堅調で、大口物件の受注もあり増収増益となりました。

なお、ディアグリーン課の緑化事業は、2021年3月末日をもって終了いたしました。

この結果、その他の事業の売上高は742百万円（前期比20.7%増）、営業利益は59百万円（前期比72.3%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、3,137百万円であります。主なものは、「イオンモール川口」の建設を含む再開発費用が2,370百万円、病院等の施設の建設・増築工事が299百万円、「イオンモール川口前川」の維持管理工事が170百万円、ゴルフ練習場の維持管理工事が233百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社は「イオンモール川口」の建設費に充当する目的で長期借入金2,300百万円を調達しました。なお、社債又は新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社は、2022年4月から「3カ年中期経営計画」の3年目を迎えました。その目標は、「繊維事業の安定的な黒字化」、安定した収益を生み出す「不動産活用事業のさらなる拡充」、当社グループにおける「その他の事業の収益貢献度の向上」であります。

繊維事業においては、原糸販売は、リサイクル糸、バイオ糸等の環境に配慮した商品の販売を推進するとともに、新たな分野への製品企画に取り組みます。ユニフォーム及びキャンプ関連商品の販売では、抗菌素材等の取り扱いを強化させた商品の提供に注力していきます。また、中長期的な収益基盤の拡充を図るべく、成長が見込める新たな繊維関連事業にも取り組んでまいります。

不動産活用事業では、首都圏内に多くの商業施設が点在しているものの、大型商業施設である「イオンモール川口前川」及び2021年5月に賃貸を開始した「イオンモール川口」は需要圏内でも大規模な商業施設であり、人口が密集する住宅地、幹線道路等の近接性に優れております。このような環境下であっても、競合他社に比べ常に優位性を維持するよう、設備の改修、改善を行い、2つの大型商業施設を魅力ある建物として併存させるため、引き続きイオンモール(株)と連携してまいります。

ゴルフ練習場事業は、各種イベントを開催するなど、お客様へのサービス向上を図り、増加傾向にある新規の若年来場者のリピーター化を目指します。また、コロナ対策に万全を期し、お客様、従業員にとって安心・安全な魅力あるスポーツ施設運営を行ってまいります。

その他の事業では、インテリア施工事業は、一般施工件数を増加させ事業の安定化を推進します。

以上のような各事業の計画を実現させるため、経営理念の「お客様によるこぼれる商品の提供」を事業の基本として、「株主の皆様へ報いる企業価値の向上」への取り組みをさらに推進します。また、働き方改革関連法の施行にともない雇用条件の違いによる待遇差の見直しを推進させ、社員が実感できる「魅力ある職場づくり」に取り組んでまいります。

当社グループは、業容の拡充と環境配慮との両立による企業価値の向上を第一義として、社会的責任を全うする観点から内部統制システムを充実させ、企業組織の活性化と社員一人ひとりの法令遵守に意を用いて、内外の信頼と評価をさらに高めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第96期 2019年3月期	第97期 2020年3月期	第98期 2021年3月期	第99期 (当連結会計年度) 2022年3月期
売上高 (百万円)	8,438	7,601	6,729	8,958
経常利益 (百万円)	34	711	874	740
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円) (△純損失)	△79	△65	587	499
1株当たり 当期純利益 (円) (△純損失)	△6.02	△4.94	44.53	37.81
総資産 (百万円)	26,290	27,351	39,133	42,895
純資産 (百万円)	16,113	15,582	16,611	17,484
1株当たり純資産額 (円)	1,066.65	1,027.39	1,098.23	1,159.89

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
埼玉興業(株)	30百万円	51.56%	ゴルフ練習場の運営、不動産の賃貸
神根サイボー(株)	10百万円	40.00%	インテリア施工
フロリア(株)	74百万円	100.00%	刺繍レースの製造販売

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
ネットヨタ東埼玉(株)	82百万円	36.58% (18.29%)	自動車販売代理店の経営

(注) 議決権比率欄の()内は、間接所有割合であります。

(7) 主要な事業内容

事業区分	主要製品及び事業内容
繊維事業	ユニフォーム、スポーツ製品、衣料品、販促商品、レーヨン糸、合繊糸、合繊生地、麻生地、刺繍レースの製造販売、アウトドア関連商品
不動産活用事業	商業施設の賃貸、その他不動産の賃貸、ビルメンテナンス
ゴルフ練習場事業	ゴルフ練習場の運営
その他の事業	インテリア施工、自動車販売代理店の経営

(8) 主要な営業所及び工場

名称	所在地
当社	本社：埼玉県川口市 東京支店：東京都中央区
埼玉興業(株)	本社：埼玉県川口市
神根サイボー(株)	本社：埼玉県川口市
フロリア(株)	本社：東京都中央区 工場：栃木県那須烏山市

(9) 従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
繊維事業	44名	△1名
不動産活用事業	3名	1名
ゴルフ練習場事業	22名	1名
その他の事業	5名	△6名
全社（共通）	24名	4名
合計	98名	△1名

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員21名は含んでおりません。
2. 全社（共通）は、総務及び財務等の管理部門の従業員であります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社埼玉りそな銀行	7,739百万円
株式会社三井住友銀行	4,800百万円
三井住友信託銀行株式会社	3,181百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 48,000,000株
(2) 発行済株式の総数 13,358,079株(自己株式241,921株を除く。)

(注) 2021年10月8日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べて400,000株減少しております。

- (3) 株主数 1,572名
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
埼玉不動産株式会社	2,183千株	16.3%
飯塚元一	1,427千株	10.7%
株式会社埼玉りそな銀行	666千株	5.0%
大栄不動産株式会社	664千株	5.0%
むさし証券株式会社	645千株	4.8%
株式会社安藤・間	525千株	3.9%
有限会社エヌ・アイ	500千株	3.7%
株式会社ホテルサイボー	384千株	2.9%
損害保険ジャパン株式会社	374千株	2.8%
大成建設株式会社	351千株	2.6%

(注) 持株比率は、自己株式(241,921株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

	2016年第11回 新株予約権	2017年第12回 新株予約権	
発行決議日	2016年6月28日	2017年6月28日	
区分	取締役(注)1	取締役(注)1	監査役(注)2
保有者数	5名	7名	1名
新株予約権の数	300個	310個	30個
新株予約権の目的となる株式の数	30,000株	31,000株	3,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	
新株予約権の払込金額	払込を要しない	払込を要しない	
権利行使時1株当たりの行使価額	462円	506円	
権利行使期間	2018年7月27日から 2022年6月28日まで	2019年7月27日から 2023年6月28日まで	
新株予約権の行使の条件	(別記)	(別記)	

	2018年第13回 新株予約権		2019年第14回 新株予約権
発行決議日	2018年6月28日		2019年6月27日
区分	取締役(注)1	監査役(注)2	取締役(注)1
保有者数	7名	1名	7名
新株予約権の数	310個	30個	330個
新株予約権の目的となる株式の数	31,000株	3,000株	33,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		普通株式
新株予約権の払込金額	払込を要しない		払込を要しない
権利行使時1株当たりの行使価額	506円		437円
権利行使期間	2020年7月26日から 2024年6月28日まで		2021年7月26日から 2025年6月27日まで
新株予約権の行使の条件	(別記)		(別記)

	2020年第15回 新株予約権	2021年第16回 新株予約権
発行決議日	2020年6月26日	2021年6月29日
区分	取締役(注)1	取締役(注)1
保有者数	8名	9名
新株予約権の数	350個	360個
新株予約権の目的となる株式の数	35,000株	36,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の払込金額	払込を要しない	払込を要しない
権利行使時1株当たりの行使価額	429円	494円
権利行使期間	2022年7月28日から 2026年6月26日まで	2023年7月28日から 2027年6月29日まで
新株予約権の行使の条件	(別記)	(別記)

(注)1. 社外取締役分は含まれておりません。

(注)2. 監査役については取締役在任中に付与したものであります。

(別記)

新株予約権の行使の条件

- ① 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社の取締役の地位にあることを要する。但し、任期満了により退任した場合その他当社が認めた正当な理由がある場合はこの限りではない。
- ③ その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約にて定めるものとする。

(2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権等の状況付与しておりません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
飯塚 剛司	取締役会長	
飯塚 榮一	代表取締役社長	
飯塚 将	専務取締役	不動産事業本部統括兼不動産開発事業部長
飯塚 豊	常務取締役	管理本部統括兼総務部長
飯塚 博文	取締役	埼玉興業(株)代表取締役社長
飯塚 元一	取締役	埼玉栄不動産(株)代表取締役社長 (株)ホテルサイボー代表取締役社長
浅香 祐司	取締役	繊維事業本部長兼マテリアル部長 日宇産業(株)代表取締役会長
伊藤 素典	取締役	繊維事業本部アパレル部長
白田 浩二	取締役	管理本部財務部長
西原 京子	取締役	
村木 徹	常勤監査役	(株)ピクルスコーポレーション社外監査役
錦戸 景一	監査役	弁護士
藤井 孝男	監査役	

- (注) 1. 西原京子氏は、社外取締役であります。
 2. 村木徹氏及び錦戸景一氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役藤井孝男氏は、当社内の経理部門で経理経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 取締役西原京子氏及び監査役村木徹氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 5. 米澤幸男氏は、2021年6月29日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
 6. 清水秀雄氏は、2021年7月14日をもって逝去により取締役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社の社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を取締役会で定めています。当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、「基本報酬」、「株式報酬」及び「役員退職慰労金」で構成する固定報酬を基本的枠組みにしています。「基本報酬」は、各役位の職務に対して毎月固定額を支給する報酬であり、「株式報酬」は、毎年、ストックオプションを付与するもので付与数は役位に応じて決定します。「役員退職慰労金」は、長期的なインセンティブを目的に毎年一定額を引き当て、退任時に一括して支給する報酬です。また、これらの支給割合は、役位・職責、業績を総合的に勘案して設定されます。

取締役報酬の決定方法については、株主総会決議により取締役の報酬等の限度額を決定します。報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が、代表権の有無、役職、業績、社会水準等を総合的に勘案し決定します。役員退職慰労金については、「役員退職慰労金規程」に基づき、役位、在任年数等に応じた役員退職慰労金算定基準により決定します。

なお、取締役の個別報酬については、代表取締役の試案に基づき、社外役員が半数以上を占める任意の諮問委員会（指名・報酬諮問委員会）において、十分な審議のうえで、取締役会に答申しています。取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が試案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しています。

監査役の報酬は、固定報酬とし、株主総会の決議により定められた報酬総額の限度額の範囲内で、各監査役が常勤・非常勤の別、役割、社会水準等を総合的に勘案し、監査役の協議により決定します。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2021年6月29日であり、決議の内容は、年額報酬額を2億200万円以内（うち社外取締役分は年額300万円以内）及びかかる年額報酬額とは別にストックオプションによる報酬等の額として各事業年度につき200万円以内（うち社外取締役分は100万円以内）です。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。また、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち社外取締役2名）です。

当社の監査役の報酬額に関する株主総会の決議年月日は2008年6月27日であり、決議の内容は、年額報酬額を300万円以内です。また、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役4名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役会は、取締役の報酬等の額の決定過程において、各取締役の支給額を代表取締役社長飯塚榮一に一任する議案を決議しています。取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長飯塚榮一が、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ決定します。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したからです。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	非金銭 報酬等	退職 慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	178 (6)	169 (6)	0 (0)	8 (0)	12 (2)
監査役 (うち社外監査役)	21 (18)	20 (18)	— (—)	0 (0)	3 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等は、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。
3. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
4. 上記のほか、2021年6月29日開催の定時株主総会の決議に基づく役員退職慰労金の額は、取締役1名 0百万円であります。なお、当事業年度並びに当事業年度以前の事業報告において記載済みの役員退職慰労引当金繰入額を除いております。

⑤ 非金銭報酬等の内容

取締役が株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して新株予約権を付与しております。当該新株予約権の内容及びその付与状況は「3. 会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外監査役村木徹氏は、㈱ピククルスコーポレーションの社外監査役であります。なお、社外監査役が兼務する企業と当社の間での取引はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会及び監査役会への出席状況

区分	氏名	出席状況
社外取締役	西原 京子	取締役会13回のうち12回に出席しております。
社外取締役	清水 秀雄	2021年7月14日に退任するまでに開催された取締役会4回の全てに出席しております。
社外監査役	村木 徹	取締役会13回の全てに出席し、監査役会16回の全てに出席しております。
社外監査役	錦戸 景一	取締役会13回の全てに出席し、監査役会16回のうち15回に出席しております。

(イ) 取締役会等での発言状況

社外取締役は、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

社外監査役は、各人の専門的見地からの発言を行うとともに、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(ウ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役西原京子氏は、日産証券㈱の役員に就任していたことから、経営に関する豊富な知識、経験を有しており、当社の独立社外取締役として取締役会の議案・審議等について必要な発言を適宜行い、また任意の指名・報酬諮問委員会の委員を務め、適切な職務の執行及び役割を果たしていると考えております。

社外取締役清水秀雄氏は、㈱タムロンの独立社外取締役に就任していた経験、並びに公認会計士として財務及び会計に精通して高い見識と幅広い経験を有しております。また、これまでの当社の社外監査役としての経験を踏まえて取締役会での積極的な発言を行い、任意の指名・報酬諮問委員会の委員を務め、独立・公正な立場で経営監督機能を果たしていると考えております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-------------------------------------|-------|
| ① 会計監査人としての報酬等の額 | 36百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の
合計額 | 36百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を含めて記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間及び報酬見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 上記の他、前事業年度の監査に係る追加報酬1百万円を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月23日開催の取締役会において会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定し、直近では2015年4月24日開催の取締役会で一部改定を決議しております。その内容は以下の通りであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役を含む全社員が遵守すべき「コンプライアンス規程」並びに「企業倫理憲章」及び「コンプライアンス行動規範」を定め、当該規程において法令等の遵守が経営の最重要課題である旨を明記し、これに基づく具体的な行動準則を規定します。さらに当社は健全な会社経営のため、反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした対応を取ります。
- ② 代表取締役社長直轄の内部統制室において、「企業倫理憲章」及び「コンプライアンス行動規範」の浸透を図り、取締役を含む全社員に対して、コンプライアンスに関する研修を原則年1回以上行います。また、「内部監査規程」に基づき、内部統制室が定期的に業務運営の状況を監査し、業務の合法性及び社内規程の遵守状況を確認します。
- ③ 各取締役は、他の取締役の職務の執行に関し、取締役会における十分な審議を通じて適切に監視監督義務を遂行します。
- ④ 監査役は、取締役の職務の執行が法令及び定款その他社内規程に適合するための体制について、取締役が適切に運用、改善しているかについて監視・検証し、必要に応じて助言又は勧告等を行います。
- ⑤ 法令・定款・社内規範等において疑義のある行為については、企業集団の役員等が直接情報提供を行う手段として、公益通報者保護法に基づく内部通報窓口を内部統制室に設置・運営します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 株主総会議事録、取締役会議事録及び稟議書等の取締役の業務執行に係る情報を記載、記録した文書、電子媒体等については、「文書管理規程」に基づき適切に保存・管理します。
- ② これらの情報の保存・管理状況については、内部統制室が定期的に確認を行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社では、事業活動に係るリスクについて、各部門で管理するとともに、「リスク管理規程」に基づき代表取締役社長をリスク管理責任者として総合的なリスク管理体制の維持・向上を図ります。
- ② 当社が認識するリスクを適切に管理し危険発生を防止するために「内部監査規程」に基づき内部統制室が定期的に内部監査プログラムを実行し、その監査結果は必要に応じて取締役会に報告します。
- ③ 上記の監査結果に基づき、取締役会は関連する社内規程の整備その他の対応を行い、また、不測の事態が発生した場合に備え、迅速且つ組織的な対応により被害を最小限に抑えるための体制を整えます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会による重要事項の意思決定に基づく業務執行につき、「職務権限規程」に基づき、予め各取締役の権限及び責任の所在並びに執行方法の詳細を明確化し、職務の執行の迅速化及び効率化を図ります。
- ② 各部門の業務執行を監督するため、月1回事業部長会を開催し、事業環境の分析、売上高、利益計画の進捗状況のモニタリング、情報の共有化及び法令等の遵守の徹底を図り、取締役会に付議すべき事項について事前協議ができる体制とします。
- ③ 中期計画（3カ年）及び単年度利益計画の達成度により部門毎に業績を評価する会議を四半期毎に開催し、取締役の職務の執行の効率性向上を促します。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社の取締役等及び使用人の業務の適正を確保するため、主管部門としてグループ会社管理課を設置し、子会社の経営に関わる基本事項に関して統括的に管理・指導を行います。
- ② 当該部門は、子会社の取締役等及び使用人の業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、「グループ会社管理規程」に基づき、当社への事業内容の定期的な報告及び重要案件についての事前協議の体制を構築します。また、子会社に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告される体制を整えます。
- ③ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、効率的で効果的な経営が行われることを確保するために、子会社を含めた企業集団としての中期（3カ年）及び年度事業計画等を定め、その共有を図り推進します。
- ④ 「内部監査規程」に基づき、当社の内部統制室が子会社の取締役等及び使用人の業務の適正性につき定期的な内部監査を実行し、必要に応じてその結果を当社の取締役会に報告します。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役が補助使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて専任又は兼任の補助使用人を置くこととします。
 - ② 当該使用人の任命や異動等については、常勤監査役の同意を必要とし、補助使用人の補助業務に関して取締役の指揮命令を受けないこととします。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 常勤監査役は「会議体規程」に定める重要な会議に出席し、また、必要に応じて、当社の取締役及び使用人並びに子会社の役職員から随時報告を求め、業務執行状況の確認を行います。また、「監査役監査基準」に基づき、経営・業績に影響を及ぼす重要事項について、監査役がその都度報告を受ける体制を確保します。
 - ② 上記報告を行った当社の取締役及び使用人並びに子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を全役職員に周知徹底します。
 - ③ 「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に基づき、監査方針の策定及び監査役の職務分担等を行い、代表取締役社長との定期的な会合、内部統制室及び会計監査人との定期的な情報交換の機会を確保します。
 - ④ 監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払いもしくは償還又は負担した債務の債権者に対する弁済等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに関係部門により、当該費用又は債務を処理します。
- (8) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 金融商品取引法等に基づく当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、関連規程等の整備を図るとともに適切な体制を整えます。
 - ② 財務報告に係る内部統制システムの運用にあたり、「内部統制対応基本計画書」を策定し、その推進体制を明確にするとともに、各部門・組織での自己点検及び内部統制室による独立的なモニタリングを継続的に実施する枠組みを構築します。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。※（ ）内は当期の開催頻度

(1) 内部統制システム全般

- ① 当社では、会社法に係る「業務の適正を確保するための体制」及び金融商品取引法に係る「財務報告の信頼性を確保するための体制」の整備・運用に対応するため、毎期、「内部統制対応基本計画書」を策定し、その推進体制を明確にするとともに、当期の方針として重点課題及び改善に取り組んでいます。
- ② 上記の体制を推進する組織として、代表取締役社長を委員長とした「内部統制委員会」を設置し、内部統制の推進に必要な事項の協議、監査結果の報告、改善策の検討、改善状況の報告等を行っています（※3回開催）。

(2) コンプライアンス及びリスク管理体制

- ① 取締役を含む全社員が遵守すべき「企業倫理憲章」及び「コンプライアンス行動規範」は、子会社を含む主要な事業所でポスター掲示、グループ社員証への掲載及び規程類の社内イントラネットへの掲載により周知を図っています。
- ② コンプライアンス及びリスク管理に関する研修は、全社員が集まる社内行事で定期的で開催し（※当期はコロナ禍の影響で全社員が集まる社内行事は原則中止したため、「サステナビリティ」、「電子帳簿保存法」等に関する法令対応への周知徹底を関係部署に対し実施している）、法令対応に向けた研修も随時、階層別・事業所別の研修を実施しています。
- ③ 内部通報制度であるヘルプラインは、社内外（社内：内部統制室、社外：顧問弁護士）に対応窓口を設け、不正防止及び早期発見に努めています。通報案件については「ヘルプライン規程」に基づく適正なプロセスで対応しています。

(3) 情報保存管理体制

株主総会議事録、取締役会議事録及び稟議書等の取締役の業務執行に係る情報を記載・記録した文書は、「文書管理規程」に基づき、内部統制室及び総務部で適切に保存・管理しています。

(4) グループ会社管理体制

当社では、子会社の経営に関わる基本事項に関して統括的に管理・指導を行う部署としてグループ会社管理課を設置し、「グループ会社管理規程」に基づき、事業内容の定期報告及び重要案件の事前協議の体制を構築しています。また、当該部門では、連結子会社連絡会議を四半期毎に開催し（※当期はコロナ禍の影響で開催は2回で、それ以外は書面による報告とした）、子会社の経営状況並びに事業計画及び実績の進捗管理を行っています。

(5) 取締役の職務執行

- ① 取締役会は、当社の経営管理の意思決定機関として、会社法等が求める専決事項、その他重要事項、経営方針に関する意思決定をするとともに、各取締役の職務執行を監督しています（※13回開催）。
- ② 代表取締役社長は、各部門の業務執行を監督するため、月1回事業部長会を開催し、事業環境の分析、売上高、利益計画の進捗状況のモニタリング、情報の共有化及び法令等の遵守の徹底を図り、取締役に付議すべき事項について事前協議ができる体制を構築しています（※12回開催）。
- ③ 中期計画（3カ年）及び単年度利益計画の達成度により部門毎に業績を評価する会議（SB会議）を四半期毎に開催し、取締役の職務の執行の効率性向上を促しています（※4回開催）。
- ④ 役員の指名・報酬等に係る決定の公平性、客観性及び透明性を向上させるため、取締役会の諮問に応じて、社外役員が半数以上を占める任意の「指名・報酬諮問委員会」を開催し答申することでコーポレートガバナンスの充実を図っています（※4回開催）。

(6) 監査役監査の実効性確保

- ① 監査役会は、監査方針及び職務分担に従い、監査役監査の実施状況の報告及び重要な決裁書類の閲覧等を行い、必要に応じて会計監査人、内部統制室及び当社の役職員に対し説明を求め、情報の共有化を図っています（※16回開催）。
- ② 常勤監査役は、「会議体規程」に定める重要な会議に出席し、事業所及び子会社往査を通じて当社の取締役及び使用人並びに子会社の役職員から随時報告を求め、重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により業務執行状況の確認を行っています。
- ③ 監査役（会）は、内部統制室との定期会合（※2回開催）及び会計監査人を含めた合同会合を定期的に開催し（※5回開催）、監査計画、監査結果等の意見交換を行うことで、三様監査の相互連携を図っています。また、監査役会は、代表取締役（※1回開催）及び社外取締役（※2回開催）とも定期的に意見交換を実施し、経営方針の理解に努め、的確な監視・監督機能を発揮しています。
- ④ 監査役の職務を補助する使用人として、内部統制室と兼務する補助使用人を1名選任しており、当該使用人の任命や異動等については、常勤監査役の同意が必要であり、補助使用人の補助業務に関して取締役の指揮命令は受けない旨を「監査役監査基準」等に明記しています。

(7) 内部監査の実施

代表取締役社長直轄の内部統制室（内部監査部門）は、毎期、「内部監査計画書」を策定し、内部統制システムの整備・運用状況を中心にモニタリングして監査結果及び是正案については内部統制委員会で報告しています。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

2022年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,133,228	流動負債	3,837,394
現金及び預金	2,586,237	支払手形及び買掛金	662,189
受取手形、売掛金及び契約資産	1,017,450	短期借入金	880,000
棚卸資産	1,044,843	1年内返済予定長期借入金	1,101,740
その他	1,489,568	未払法人税等	132,527
貸倒引当金	△4,870	賞与引当金	49,182
固定資産	36,762,525	役員賞与引当金	7,030
有形固定資産	31,057,664	その他	1,004,725
建物及び構築物	22,885,429	固定負債	21,574,062
機械装置及び運搬具	2,486	長期借入金	14,770,867
工具器具及び備品	127,239	役員退職慰労引当金	253,889
土地	7,822,588	退職給付に係る負債	166,715
リース資産	99,014	長期預り保証金	5,579,948
建設仮勘定	120,906	資産除去債務	621,646
無形固定資産	10,236	その他	180,994
投資その他の資産	5,694,624	負債合計	25,411,456
投資有価証券	5,170,536	(純資産の部)	
繰延税金資産	261,095	株主資本	14,486,242
その他	316,192	資本金	1,402,000
貸倒引当金	△53,199	資本剰余金	825,348
		利益剰余金	12,504,327
		自己株式	△245,433
		その他の包括利益累計額	838,225
		その他有価証券評価差額金	870,391
		繰延ヘッジ損益	△23,187
		退職給付に係る調整累計額	△8,978
		新株予約権	5,143
		非支配株主持分	2,154,685
		純資産合計	17,484,296
資産合計	42,895,753	負債及び純資産合計	42,895,753

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

2021年4月1日から
2022年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		8,958,273
売 上 原 価		7,094,790
売 上 総 利 益		1,863,482
販売費及び一般管理費		1,217,887
営 業 利 益		645,595
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	102,737	
持分法による投資利益	69,881	
デリバティブ評価益	23,464	
そ の 他	38,203	234,286
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	108,378	
そ の 他	30,626	139,004
経 常 利 益		740,877
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	17,049	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	20,953	
新 株 予 約 権 戻 入 益	720	
受 取 保 険 金	182,365	221,089
特 別 損 失		
災 害 に よ る 損 失	157,176	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	245	157,422
税金等調整前当期純利益		804,544
法人税、住民税及び事業税	185,983	
法 人 税 等 調 整 額	31,054	217,038
当 期 純 利 益		587,505
非支配株主に帰属する当期純利益		87,918
親会社株主に帰属する当期純利益		499,587

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

2021年4月1日から
2022年3月31日まで

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,402,000	874,236	11,896,778	△483,820	13,689,193
会計方針の変更による累積的影響額			480,523		480,523
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,402,000	874,236	12,377,301	△483,820	14,169,717
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△183,045		△183,045
親会社株主に帰属する当期純利益			499,587		499,587
自己株式の取得				△16	△16
自己株式の消却		△48,887	△189,516	238,404	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	△48,887	127,025	238,387	316,525
当 期 末 残 高	1,402,000	825,348	12,504,327	△245,433	14,486,242

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延 ヘッジ 損益	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額 合計			
当 期 首 残 高	897,509	△58,136	△18,696	820,676	4,861	2,097,056	16,611,787
会計方針の変更による累積的影響額						△17,401	463,121
会計方針の変更を反映した当期首残高	897,509	△58,136	△18,696	820,676	4,861	2,079,654	17,074,909
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△183,045
親会社株主に帰属する当期純利益							499,587
自己株式の取得							△16
自己株式の消却							—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△27,118	34,948	9,718	17,548	282	75,031	92,862
当期変動額合計	△27,118	34,948	9,718	17,548	282	75,031	409,387
当 期 末 残 高	870,391	△23,187	△8,978	838,225	5,143	2,154,685	17,484,296

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

2022年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,860,165	流 動 負 債	3,564,584
現金及び預金	1,476,049	支払手形	317,907
受取手形	174,497	買掛金	328,526
売掛金	745,022	短期借入金	880,000
棚卸資産	989,922	1年内返済予定長期借入金	1,044,524
短期貸付金	42,800	未払金	211,181
その他の貸倒引当金	1,471,626	未払費用	445,315
	△39,752	未払法人税等	118,003
固 定 資 産	32,717,357	賞与引当金	35,893
有形固定資産	28,851,633	その他の他	183,233
建物	21,774,691	固 定 負 債	22,312,176
構築物	351,524	長期借入金	15,590,981
車両及び運搬具	1,204	リース債	76,723
工具器具及び備品	24,402	退職給付引当金	137,825
土地	6,479,889	役員退職慰労引当金	186,105
リース資産	99,014	長期預り保証金	5,594,623
建設仮勘定	120,906	長期前受収益	70,907
無形固定資産	9,274	資産除去債務	621,646
ソフトウェア	9,274	その他の他	33,363
投資その他の資産	3,856,448	負 債 合 計	25,876,760
投資有価証券	3,362,904	(純資産の部)	
関係会社株式	79,540	株 主 資 本	11,000,973
出資金	400	資本金	1,402,000
関係会社長期貸付金	220,545	資本剰余金	825,348
繰延税金資産	151,693	資本準備金	825,348
その他の貸倒引当金	262,232	利益剰余金	8,886,011
	△220,868	利益準備金	266,398
		その他利益剰余金	8,619,613
		固定資産圧縮積立金	84,580
		特別償却準備金	12,478
		別途積立金	7,569,000
		繰越利益剰余金	953,554
		自 己 株 式	△112,386
		評価・換算差額等	694,645
		その他有価証券評価差額金	717,832
		繰延ヘッジ損益	△23,187
		新株予約権	5,143
		純 資 産 合 計	11,700,762
資 産 合 計	37,577,522	負債及び純資産合計	37,577,522

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

2021年4月1日から

2022年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
売 上 高	4,223,847	
不 動 産 賃 貸 収 入	3,471,308	7,695,155
売 上 原 価		
売 上 原 価	3,559,702	
不 動 産 賃 貸 費 用	2,550,169	6,109,871
売 上 総 利 益		1,585,284
販売費及び一般管理費		1,138,562
営 業 利 益		446,721
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	103,211	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 益	23,464	
そ の 他	12,556	139,232
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	116,486	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	16,926	
そ の 他	25,223	158,636
経 常 利 益		427,316
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	840	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	20,953	
新 株 予 約 権 戻 入 益	720	
受 取 保 険 金	182,365	204,879
特 別 損 失		
災 害 に よ る 損 失	162,500	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	245	162,745
税 引 前 当 期 純 利 益		469,450
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	163,466	
法 人 税 等 調 整 額	△14,929	148,537
当 期 純 利 益		320,913

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

2021年4月1日から
2022年3月31日まで

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合 計
	資本金	資 本 剩 余 金		利 益 剩 余 金		自己株式	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剩 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剩 余 金		
当 期 首 残 高	1,402,000	825,348	12,840	266,398	8,658,700	△298,197	10,867,089
当 期 変 動 額							
剰余金の配当					△187,013		△187,013
当期純利益					320,913		320,913
自己株式の取得						△16	△16
自己株式の消却			△12,840		△172,987	185,828	—
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）							—
当期変動額合計	—	—	△12,840	—	△39,087	185,811	133,883
当 期 末 残 高	1,402,000	825,348	—	266,398	8,619,613	△112,386	11,000,973

(単位：千円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	763,705	△58,136	705,569	4,861	11,577,520
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△187,013
当期純利益					320,913
自己株式の取得					△16
自己株式の消却					—
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）	△45,873	34,948	△10,924	282	△10,642
当期変動額合計	△45,873	34,948	△10,924	282	123,241
当 期 末 残 高	717,832	△23,187	694,645	5,143	11,700,762

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：千円)

	固定資産圧縮 積立金	特別償却 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	合計
当期首残高	93,095	14,147	7,569,000	982,457	8,658,700
当期変動額					
剰余金の配当				△187,013	△187,013
当期純利益				320,913	320,913
固定資産圧縮 積立金の取崩	△8,515			8,515	—
特別償却準備金の取崩		△1,669		1,669	—
自己株式の消却				△172,987	△172,987
当期変動額合計	△8,515	△1,669	—	△28,902	△39,087
当期末残高	84,580	12,478	7,569,000	953,554	8,619,613

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年 5 月 23 日

サイボー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 桃 木 秀 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 渡 邊 康 一 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サイボー株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サイボー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

サイボー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桃 木 秀 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡 邊 康 一 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サイボー株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

サイボー株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	村	木	徹	印
社外監査役	錦	戸	景	一
監査役	藤	井	孝	男

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第99期の期末配当につきましては、当期の収益の状況と今後の事業展開を勘案して、安定配当の継続を基本として、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金7円

総額 93,506,553円

(中間配当金1株につき7円を加えた年間配当金は1株につき14円となります。)

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第18条</u> 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等) <u>第18条</u> 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 <u>2</u> 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(附則)</p> <p><u>1. 変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第18条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役飯塚榮一、飯塚博文、伊藤素典、西原京子の4氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。また、清水秀雄氏は2021年7月14日に逝去され退任いたしました。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

社内取締役候補者は、得意とする専門分野における能力・知識・経験・実績を有するとともに、業務全般を把握し活動できるバランス感覚と決断力を有しており、持続的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材であると判断し、取締役候補者といたしました。また、社外取締役候補者につきましては、注記に記載のとおりであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	飯塚 榮一 (1951年8月29日生)	1974年3月 当社入社 2002年10月 当社アパレル事業部事業部長就任 2003年6月 当社取締役アパレル事業部事業部長就任 2007年10月 当社取締役繊維事業副本部長営業第二・三グループ担当就任 2010年6月 当社常務取締役繊維事業本部長営業第二・三グループ担当就任 2013年6月 当社専務取締役繊維事業本部長営業第二・三グループ担当就任 2015年6月 当社専務取締役繊維事業本部長営業第一・二・三グループ担当就任 2016年10月 当社専務取締役繊維事業本部長兼アパレル部長兼東京支店長就任 2017年7月 当社専務取締役繊維事業本部長兼東京支店長就任 2020年6月 当社代表取締役専務繊維事業本部長兼東京支店長就任 2021年6月 当社代表取締役社長就任(現任)	168,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
2	飯塚博文 (1933年8月22日生)	1958年5月 当社入社 1972年7月 当社取締役労務次長就任 1984年6月 当社専務取締役就任 1992年7月 当社代表取締役社長就任 2003年6月 当社代表取締役会長就任 2020年6月 当社取締役会長就任 2021年6月 当社取締役就任(現任) <重要な兼職の状況> 埼玉興業㈱代表取締役社長	210,500株
3	伊藤素典 (1958年12月13日生)	2003年3月 当社入社 2017年7月 当社繊維事業本部アパレル部長就任 2020年6月 当社取締役繊維事業本部アパレル部 長就任(現任)	300株
4	西原京子 (1956年11月24日生)	1997年6月 日産証券㈱常勤監査役就任 2000年6月 同社取締役就任 2008年6月 同社顧問就任 2008年6月 当社取締役就任(現任) 2014年6月 日産証券㈱監査役就任	一株
5	※嶋田昌美 (1955年11月1日生)	2002年4月 ㈱あさひ銀行(現㈱りそな銀行)板 橋支店長 2007年6月 ㈱りそな銀行執行役員総合資金部長 2009年6月 りそなキャピタル㈱代表取締役社長 2017年6月 富士ヒューマンテック㈱代表取締役 社長 2021年6月 富士倉庫運輸㈱常勤監査役(現任)	一株

- (注) 1. 当社は、飯塚博文氏が代表取締役社長を務める埼玉興業㈱との間に土地建物の賃貸及び資金の借入の取引があります。他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ※は新任の取締役候補者であります。
なお、嶋田昌美氏は、2022年6月に富士倉庫運輸㈱の常勤監査役を退任する予定であります。
3. 西原京子氏及び嶋田昌美氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は西原京子氏を東京証券取引所に対して、同取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、嶋田昌美氏についても、独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要
西原京子氏は他社での経営経験を有しております。また選任後は金融業界に対する豊富な知識、経験を活かし、独立の立場から取締役会の議案・審議等、また任意の指名・報酬諮問委員会について客観的な発言を行っていただくことを期待しております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって14年となります。
嶋田昌美氏は、他社での経営経験を有しております。また選任後は他社の代表者を務めた過去実績を踏まえ、企業経営に関する豊富な知識、経験を活

かし、独立の立場から取締役会の議案・審議等について客観的な発言を行っていただけを期待しております。

5. 取締役との責任限定契約について

当社は現在、西原京子氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また嶋田昌美氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】 役員の構成（第3号議案が承認された場合）

・当社取締役及び監査役に求める専門性及び経験

役職	氏名	社外役員	企業経営	営業・ 業界知見	財務会計・ 金融	法務・ リスク管理	ESG・ サステナビ リティ
取締役会長	飯塚剛司		○	○			
代表取締役社長	飯塚榮一		○	○	○	○	○
専務取締役	飯塚 将			○		○	○
常務取締役	飯塚 豊			○		○	○
取締役	飯塚博文		○		○	○	
取締役	飯塚元一		○	○	○		
取締役	浅香祐司		○	○			○
取締役	伊藤素典			○			○
取締役	白田浩二				○	○	○
取締役	西原京子	○	○		○		
取締役	嶋田昌美	○	○			○	
常勤監査役	村木 徹	○	○			○	○
監査役	錦戸景一	○	○			○	
監査役	藤井孝男		○		○		

(注) 上記は、各役員が有する全ての専門性及び経験を表すものではありません。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

2021年7月14日に逝去により取締役を退任されました清水秀雄氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金につきましては、当社の業績及び企業価値の向上に尽力したため贈呈するものであり、その金額は当社「役員退職慰労金規程」に基づき、役位、在任年数等に応じた役員退職慰労金算定基準により算定され、事業報告15頁記載の当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであることから、本議案の内容は相当であると判断するものであります。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
し みず ひで お 清 水 秀 雄	2016年6月 当社社外取締役就任 2021年7月 逝去により社外取締役を退任

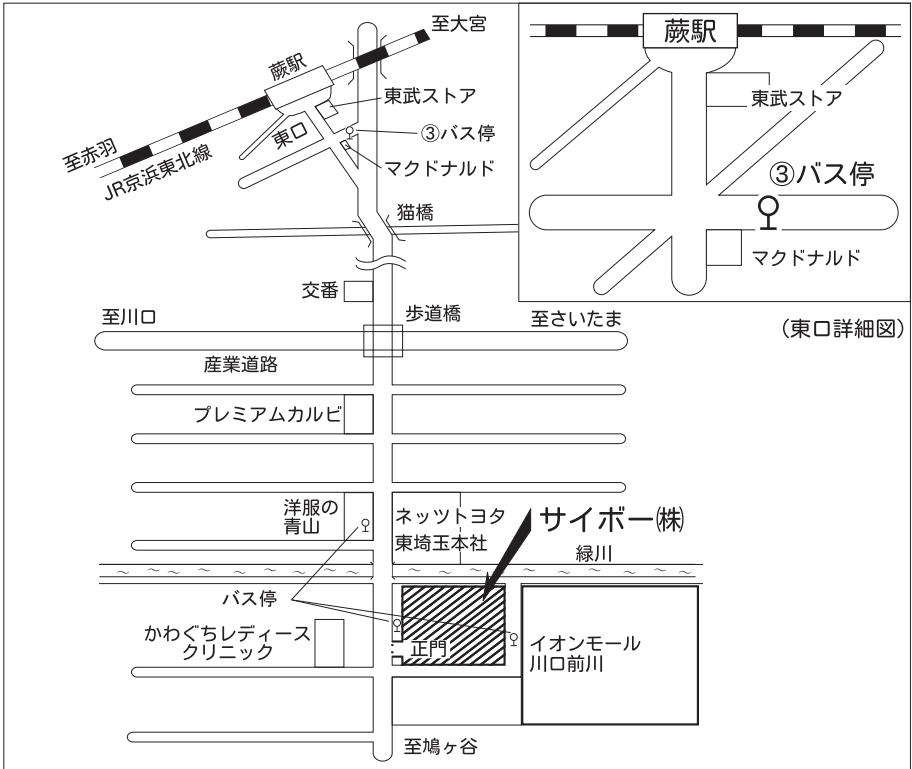
以 上

株主総会会場ご案内図

会場 埼玉県川口市前川1丁目1番70号

サイボー株式会社

当社3階会議室



最寄駅

JR京浜東北線 蕨駅東口下車 約2km

国際興業バス蕨駅東口③バス停

- ・(蕨03) 鳩ヶ谷駅経由 新井宿駅行き
- ・(SC01) イオンモール川口前川行き イオンモール川口前川下車